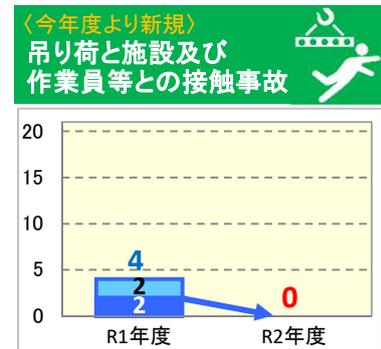
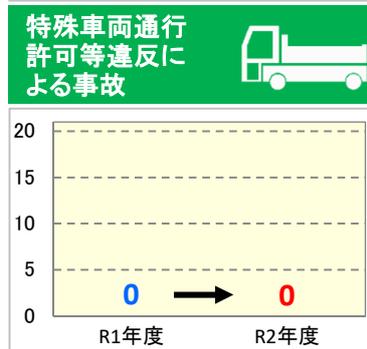
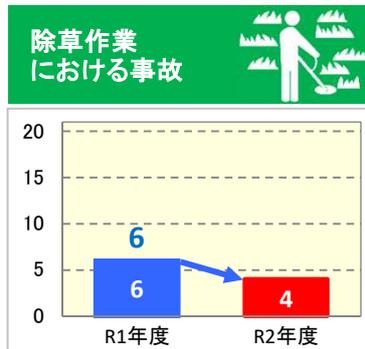
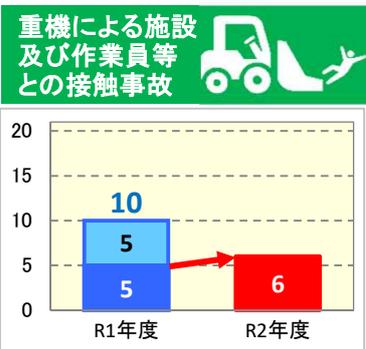
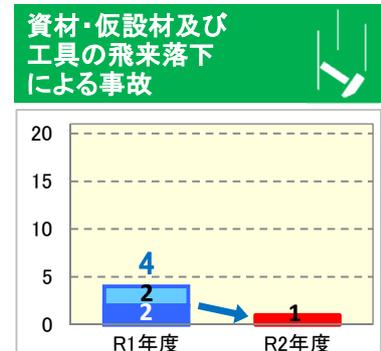
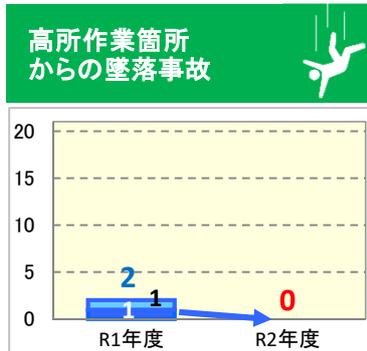
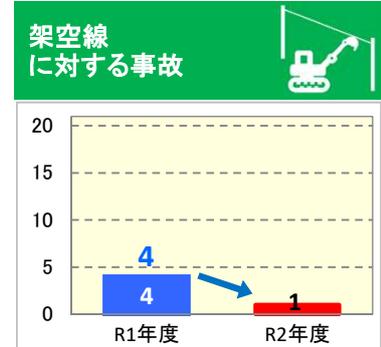
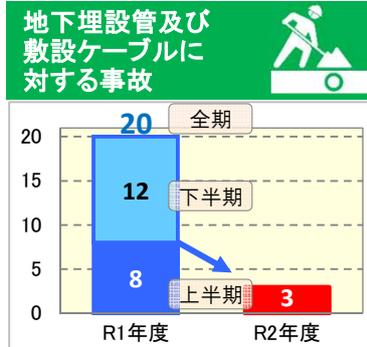
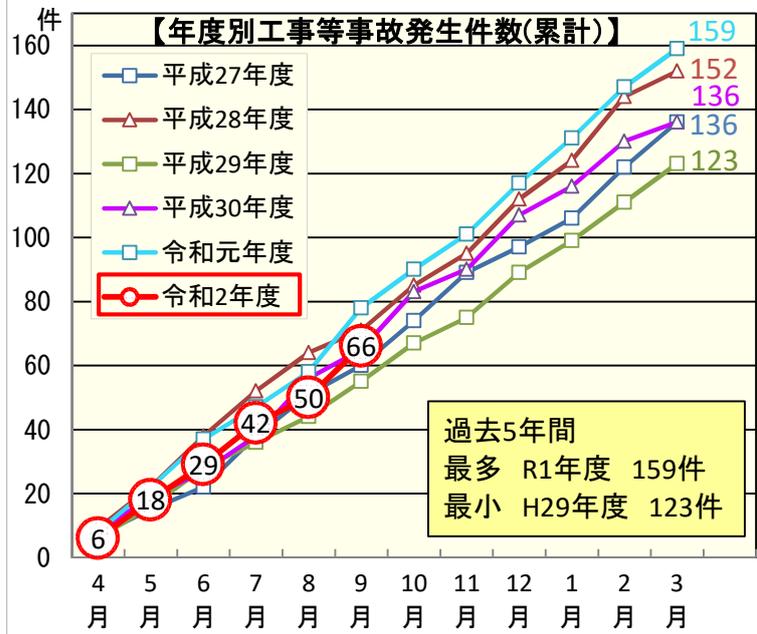


令和2年度上半期の事故発生状況について（速報値）

近畿地方整備局管内直轄工事等における令和2年度上半期（4月～9月）ならびに工事等事故防止重点対策8項目にかかる事故発生件数は、以下のとおりとなっています。

（R2.9月末時点速報値であり、もらい事故、熱中症案件を除く）



令和2年度上半期は66件の事故が発生しました。8月までは例年と比べ、比較的少ない発生件数で推移していたものの、昨年度同様9月に急増しました。また、**工事等事故防止重点対策8項目にかかわる事故は15件**となっています。昨年度同時期の28件に対し、約半分の発生件数となっており、中でも地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故、架空線に対する事故が大幅に減少しています。一方、**重機による施設及び作業員等との接触事故は、昨年度に比べて件数が増加**しており、注意が必要です。

重機使用時は「確認」を念入りに ～「○○だろう…」が事故を招きます～

- 現場と周囲の状況、地形や地質の状態等を**事前に調査し、計画を策定**しましょう。
- 作業前や作業中に**状況の変化や異変を発見した場合は速やかに作業を中止**しましょう。
- 「危険箇所の明示」「重機の作業半径内立ち入り禁止」を**していても、事故は発生**しています。作業による影響範囲を把握し、**合図者・誘導者を適切な場所に配置**しましょう。
- オペレーターからの死角は、思いのほか多いものです。しかも、複雑な作業では操作に集中して周囲が見えない、聞こえないこともあります。やむを得ず近づいたり、作業範囲に立ち入る際には、**オペレーターが合図を返したこと、重機が停止したことを確認してから行動**しましょう。
- 重機のエンジンがかかっている状態で、オペレーターが身を乗り出したりしたときに、思わず操作レバーに身体や衣服が接触し、重機が動くことがあります。**操作以外に身体を動かす時には、バケットを着地させるなど重機を安定させ、エンジンを停止してから行い**ましょう。

「伝わっているだろう」ではなく、**伝わっていることが確認できてから行動**



除草中の事故に注意！

～刃先への接触物の飛散を十分に想定することが重要です～

5月以降、除草作業中の事故が頻発しています。いずれの事故も飛び石等の飛散防止対策や防護力バターの正しい装着など、適切な安全対策が講じられていれば防げた事故です。除草作業は、工事現場の準備工など、本作業以外でも様々な場面で行われる作業であり、そういった作業ほど少しの油断が事故を招きます。今一度、十分な安全対策が講じられているか、手順等を見直してみましよう。

除草作業時の事故事例①

飛散防止対策不十分により、第三者車両に飛び石被害



【事故概要】

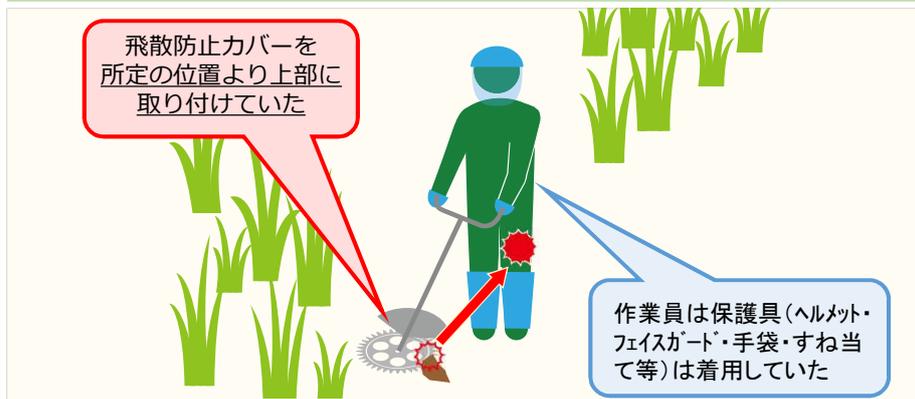
道路にはみ出した雑草を肩掛け式草刈り機で除草した際、飛び石が生じ、隣接する駐車場に駐車していた第三者車両のリアガラスを破損させた。

【主な事故要因】

- ①除草作業の際、道路側は飛散防止ネットを設置し飛散防止対策を講じていたが、駐車場側は未対策だった。
- ②飛散防止対策について、具体的な指示が不足していた。

除草作業時の事故事例②

草刈り機使用時の安全対策不十分により、作業員が負傷



【事故概要】

草丈50cm程度の草が繁茂している現場で、肩掛け式草刈り機を使用中、刈刃に石が接触し、操作していた本人の左足膝上10cmの箇所に金属片（刈刃のチップ）が刺さった。

【主な事故要因】

- ①肩掛け式草刈り機の飛散防止カバーを適正な位置に取り付けていなかった。
- ②機械の適切な取扱いについて、確認・教育が不十分だった。

除草作業時の事故を防ぐために

- **除草作業前には、ゴミや石を撤去**しましょう。道路脇の作業では、タイヤが路面の砂・小石を弾き、道路脇や路肩に集まっているので、手での清掃に加えて**道路脇や路肩を掃きましょ**う。
- 除去しきれない小石が想定される時には、**低速回転※でも効率的に刈れる草刈り機の使用**を検討しましょう。（NETIS（新技術情報提供システム）には草刈り機も登録されています。）
※刈刃の回転数が落ちると、小石等を撥ねる力が弱くなります。
- 草刈り機の刈刃が障害物に接触すると、接触した障害物が破損して飛散したり、刈刃の破片が飛散することがあります。**作業前に現場確認を十分に行い、障害物に目印をつけましょ**う。
- 草が巻き付くことや詰まることを軽減しようと、飛散防止カバーの装着位置を離している例も見受けられますが、**所定の位置に取り付けてこそ性能を発揮します。必ず所定の位置に飛散防止カバーを取り付けましょ**う。
- 飛び石事故を防ぐために**飛散防止ネット**を使用しましょう。
- 除草作業員及び飛散防止ネット保持作業員は**保護具**を着用して作業しましょう。
- 疲労によって手元が狂ったり、注意力が低下することがあります。**自然に持った時に正しい姿勢**となるよう、草刈り機のバンドの長さとハンドル位置を事前に調整したうえで**防振手袋**を使用し、**休憩をとりながら作業**しましょう。
- 長時間の作業では、刈刃に破損やガタツキがないか、その他の異常がないか**定期的**に確認しましょう。
- 安全確保のため、必要に応じ、監視員等を配置しましょう。



塗料剥離作業における剥離剤の使用について

～安心して作業できる現場環境を構築しましょう～

塗料剥離剤に含まれる化学物質への引火による火災や、吸引による中毒事案が頻発していることから、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用についての注意喚起が発令されました。取り扱う化学物質の危険有害性を知らずに作業を行っていると、知らないうちに危険な行動をとってしまうことがあります。**作業員の健康と安全を守るために、日ごろから危険有害性に対する理解と危険に関する感受性を高め、化学物質の危険有害性を踏まえて適正に使用することが重要です。**

ラベル・SDSを確認し、火災及び健康被害、その他の事故に注意しましょう。

- **ラベル・SDSを確認し、使用条件や注意事項を十分に確認して遵守しましょう。**
- SDS(Safety Data Sheet 安全データシート):化学物質の安全な取り扱いを確保するため、化学物質の危険有害情報、取り扱い及び保管上の注意、ばく露防止及び保護措置が記載された文書です。
- GHS(Globally Harmonized System 化学品の分類および表示に関する世界調和システム):危険有害性について世界的に統一したルールとして提供するものであり、**GHSに基づいてラベル表示がされています。**

作業中の仮置き時にも適正に処置しましょう。

- 剥離剤や塗料などはSDSや消防法、条例に基づき保管することが原則です。しかし作業場所と保管場所を頻繁に往復することは現実的ではなく、作業現場で仮置きする機会が多いと考えられます。この場合にも、**その日に消費する必要最小限の量に留め、防炎シート等による遮光、換気や通風、「火気厳禁」等の表示**をするようにしましょう。

塗膜除去後の取り扱いも注意しましょう。

- 塗膜除去後に発生した廃棄物は、火災時の延焼を防ぐためにも、**足場上等に長期間仮置きすることは望ましくありません。**
- 水溶性の剥離剤についても、**塗装剥離後には除去した塗料を含んで可燃性の廃棄物となるため、他の剥離剤と同様に注意が必要**です。
- 除去された塗膜は関係法令を遵守して**適正に管理し、収集・運搬する必要があります。**

複合的な要因によるリスクに留意しましょう。

- 工事が工区分けされている場合、近接する他工区で火災リスクを伴う作業、別の種類の危険物を扱っていることも考えられます。**近接する工区がある場合にはその工区との作業の調整を行いましょう。**
- **単体では危険性の低い材料や作業でも、複合的な要因でリスクが高まることに留意**して、保管や取り扱いに十分注意しましょう。

詳しくは以下のページを参照してください。

①剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000667658.pdf>

②GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報(厚生労働省 職場のあんぜんサイト)

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

①



②



改正建設業法が10月1日に施行されました。

事故防止にも大きく関係する改正です。正確な理解とともに、法令順守を徹底しましょう。

■建設業の働き方改革の促進

- ・長時間労働の是正(工期の適正化等):中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・現場の処遇改善:下請けの建設業含め社会保険への加入を要件化

■建設現場の生産性の向上

- ・限りある人材の有効活用と若者の入職促進:工事現場の技術者に関する規制を合理化
- ・建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

■持続可能な事業環境の確保

- ・経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化
- ・合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築

◇詳しくは以下のページを参照してください。

国土交通省 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000176.html

